

恵庭市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 2 3 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 6 号

恵庭市税条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市税条例施行規則（平成 1 9 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 6 条（略） （賦課徴収に係る文書） 第 7 条 市税の賦課徴収に関する文書は、次の各号に掲げるところによる。 （1）～（15）（略） （16） <u>換価猶予申告書</u> （法第 15 条の 5） （17）～（33）（略） 第 8 条～第 19 条（略） （固定資産税の納税通知書等） 第 20 条 固定資産税の納税通知書等は、次の各号に掲げるところによる。 （1）（略） （2） <u>固定資産税の非課税申告書</u> （条例第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条_____） （3）～（8）（略） 第 21 条～第 33 条（略） （学生及び生徒に対する減免） 第 34 条 学生及び生徒で、前年の合計所得金額	第 1 条～第 6 条（略） （賦課徴収に係る文書） 第 7 条 市税の賦課徴収に関する文書は、次の各号に掲げるところによる。 （1）～（15）（略） （16） <u>換価猶予申請書</u> （法第 15 条の 6） （17）～（33）（略） 第 8 条～第 19 条（略） （固定資産税の納税通知書等） 第 20 条 固定資産税の納税通知書等は、次の各号に掲げるところによる。 （1）（略） （2） <u>固定資産税の非課税申告書</u> （条例第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 65 条、 <u>第 66 条</u> ） （3）～（8）（略） 第 21 条～第 33 条（略） （学生及び生徒に対する減免） 第 34 条 学生及び生徒で、前年の合計所得金額

現行	改正案
が <u>125 万円以下</u> であるものについては、10 割 以内の範囲において市民税を減免する。	が <u>135 万円以下</u> であるものについては、10 割 以内の範囲において市民税を減免する。
第 35 条～第 43 条 （略）	第 35 条～第 43 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。